

別紙 3

重要事項説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーションサービス

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションのサービス（指定居宅サービス）を提供するにあたり、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第17号）90条・9条1項・88条、「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成24年奈良県条例第18号）86条・52条の2第1項・84条に基づき、事業者が、利用者に対し、説明を行って、その同意を得なければならない「重要事項」は、以下のとおりです。

1 事業者概要

事業所名	訪問リハビリぬくもりクリニック	法人種別	社会福祉法人誠敬会
事業所の所在地	奈良県香芝市下田西2丁目7-61	管理者氏名	安川 俊樹
電話番号	0745-78-6300	FAX 番号	0745-78-6330

2 事業所名・居宅介護サービス等の種類及び所在地等

介護保険法令に基づき奈良県知事から指定を受けている事業所名及び指定番号	介護保険法令に基づき奈良県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	所在地 電話番号 FAX 番号	通常の事業の実施地域
ぬくもりクリニック 2911801310	(介護予防) 訪問 リハビリテーション	香芝市下田西2-7-61 TEL 0745-78-6300 FAX 0745-78-6330	香芝市・大和高田市・葛城市・上牧町・広陵町・王寺町

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある高齢者に対し、居宅サービスを利用できるように、医療・福祉の両側面から総合的な援助を提供します。
運営方針	要支援・要介護者の心身の状態を総合的に把握した上で、主治医と連携を取り、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう理学療法士・作業療法士等が訪問し、その療養生活を支援し利用者の心身機能の維持・回復を目指します。

4 事業所の職員体制等

職員の職種	員数	勤務体制	業務内容
事業所の管理者 (医師)	1名	兼務	事業所の運営を統括し、利用者へのサービス提供について、従業者の管理・指導を行います。 利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医療対応・医療行為を行います。

理学療法士	3名(各1名) 以上	兼務	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し専門的な指導を行います。
作業療法士			
言語聴覚士			

5 事業所の営業日・サービス提供可能な時間帯等

営業日	月曜日から土曜日（1月1日及び1月2日を除く）
営業時間	9時00分から17時00分まで

6 サービスの内容及び利用料金等について

- (1) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、できる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画に基づいて、要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化に資するよう、その目標を設定し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行って、利用者の心身の機能の維持回復を図るための援助を行うものです。
- (2) 利用料金は、基本契約書・別紙2の「利用料金表（介護予防）訪問リハビリテーションサービス」記載のとおりです。介護報酬等の改訂等により利用料金に変更等がある場合は、改訂後の「利用料金表（介護予防）訪問リハビリテーションサービス」を新たに交付して、説明します。
- (3) 利用者の都合によるサービス提供中止（キャンセル）時の利用料金（キャンセル料）につきましては、利用予定日の前日午後5時までに申出があった場合は、利用料金は請求しませんが、以後の申出につきましては予定利用料金の全額を請求します（介護保険は利用できませんので10割負担となります。）。
- (4) 利用料金・その他の費用の支払い、原則として、利用者の方で南都銀行、ゆうちょ銀行又は奈良県農業協同組合で預金口座を開設していただき、当該口座からの自動引落としとします。利用料金・その他の費用は、サービス提供月ごとに月末を締め日として計算し、翌月の15日ごろに請求書を発行します。口座からの自動引落は翌月25日（休日の場合は翌営業日）となります。
- (5) 利用料金・その他の費用の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。
- (6) 保証人は、利用者の身元引受人兼連帯保証人として、利用契約に基づき利用者が負担する一切の債務を保証して支払うものとします。ただし、保証人としての支払いの上限額（極度額）は、利用契約に基づき定められる利用料（基本料金・自己負担分）の30カ月分に相当する金額（当該金額が30万円を下回る場合は30万円）とします。

7 虐待の防止のための措置に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、サービス提供に従事する職員に対し研修を実施し、顧問弁護士に敏速に相談して助言が得られるようにするなど必要な体制の整備を行っています。
2. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	拠点所長及び虐待防止委員会委員長
-------------	------------------

3. 成年後見制度の利用を支援します。
4. 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
5. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

6. 虐待防止のための指針を整備しています。
7. 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
8. サービス提供中に、従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、状況に応じて速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密保持・個人情報保護について

事業者は、基本契約書・別紙1の利用約款第14条に基づき、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないよう必要な処置を講じます。また、利用者、保証人及びその家族の個人情報・プライバシー情報（病歴等の要配慮個人情報を含む。）について、基本契約書・別紙4の個人情報保護指針に基づいて、その収集・利用・提供・管理等を行います。

9 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者・保証人は、利用契約書・重要事項説明書等重要な書類を通読し、内容の理解が難しい場合は、必ず事業所の職員に質問して説明を求め、理解に努めるものとします。
- (2) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供職員に対する「セクシャルハラスメント」（相手方の意に反する性的な言動をいいます。特に男性のご利用者様による女性職員に対するもの。）、「カスタマーハラスメント」（悪質なクレーム・不当要求行為などをいいます。）に該当する行為は、職員に大きなストレスを与え、利用者へのサービス提供の妨げになり、他の利用者に迷惑をかけますので、厳重に禁止します。
- (3) 利用者の中には、加齢・疾病により、①骨がもろくなり通常の対応による軽度の外力でも容易に骨折する、②皮膚が薄くなり僅かな摩擦でも表皮剥離ができる、③血管がもろくなり通常の対応による軽度の外力でも皮下出血（あざ）ができる、④水分や食物を飲み込む力が低下し誤嚥・誤飲による肺炎や窒息の原因となる、などの身体の変化・症状が生じることがありますが、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供中に利用者の健康状態に問題が生じた場合は、必要に応じて、保証人、利用者の家族、主治医等に連絡をして、救急車の手配等適切な対応を行います。

10 相談窓口

窓 口	利用時間	利用方法
社会福祉法人誠敬会	月～土 9時から17時 1月1日及び1月2日を 除く	電話 0745-78-6300 受付 めくもり香芝 (苦情対応責任者：拠点所長)
香芝市介護保険担当課	月～金 8時30分から17時15分 (祝日・12月29日から 1月3日は除く)	電話 0745-79-7521 受付 介護保険担当課
奈良県国民健康保険団体連合会	月～金 8時30分から17時15分 (祝日・12月29日から 1月3日は除く)	電話 0744-29-8311 受付 橿原市大久保町302-1 市町村会館内

11 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

意見箱等の利用者の意見等を把握する取組	あり		
第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

以上